

# 山梨県教職員等生涯生活設計推進計画

山梨県教育委員会

# 山梨県教職員等生涯生活設計推進計画

## I 推進計画の概要

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 第1 | 推進計画策定の趣旨       | 1 |
| 第2 | 推進計画の性格         | 1 |
| 第3 | 推進計画の対象者        | 1 |
| 第4 | 推進計画の期間         | 1 |
| 第5 | 推進計画の推進体制及び進行管理 | 2 |

## II 推進計画の実施体系

|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 第1 | 推進計画の実施体系 | 2 |
|----|-----------|---|

## III 推進計画の内容

|    |                            |   |
|----|----------------------------|---|
| 第1 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への支援 | 3 |
| 1  | 生涯生活設計(ライフプラン)づくりの推進       | 3 |
| 2  | 子育てや介護への支援                 | 4 |
| 3  | 生きがいづくりへの支援                | 4 |
| 4  | 生活基盤(暮らし)安定への支援            | 4 |
| 第2 | 心と体の健康づくりへの支援              | 4 |
| 1  | 疾病予防と健康保持の推進               | 5 |
| 2  | メンタルヘルス対策の推進               | 6 |
| 第3 | 退職者への支援                    | 7 |
| 1  | 豊かなシルバーライフへの支援             | 8 |

添付資料 I 平成27年度山梨県教職員等福利厚生事業一覧

II 山梨県教職員等生涯生活設計推進計画参考資料

- 第1 共済年金について
- 第2 退職後の医療保険制度について
- 第3 退職手当について
- 第4 再任用制度について
- 第5 退職後の活動について
- 第6 子育てに関する制度について
- 第7 介護に関する制度について
- 第8 ボランティア活動や生涯学習活動について

# 山梨県教職員等生涯生活設計推進計画

## I 推進計画の概要

### 第1 推進計画策定の趣旨

山梨県教育委員会では、高齢化社会の到来や価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中、教職員等が生涯を通じて充実した生活を送れるよう、平成6年に「山梨県教職員等生涯生活設計推進計画」を策定しました。

その後、少子・高齢化はさらに進展し、世界のどこの国も経験したことがない超高齢社会を迎えようとしています。このため、高齢者の働き方や社会参加、生活環境の在り方等を「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換させることが求められ、公的年金制度の改正、高齢者雇用問題等の教職員等を取り巻く環境も大きく変化し、退職後の生活にも大きな影響を及ぼしています。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方から、国民一人ひとりが仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階（ライフステージ）に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現が重視されるようになってきています。

このような状況のもと、教職員等が生涯にわたって健康で充実した人生を送るためには、在職中から自ら生涯生活設計（ライフプラン）を早期に確立し、それぞれのライフステージに応じて、子育てや介護等の家族との時間を大切にするとともに、健康づくり、生きがいくくり、資産形成等に積極的に取り組むことが、さらに重要となってきています。

これらの環境の変化を踏まえ、山梨県教育委員会では、公立学校共済組合山梨支部（以下「共済組合」という。）、山梨県教職員互助組合及び山梨県高等学校教職員互助会（以下「互助団体」という。）等の関係団体と連携・協力し、教職員等の生涯生活設計の実現に向けた取り組みを支援するための「山梨県教職員等生涯生活設計推進計画」を全面改訂しました。

### 第2 推進計画の性格

教職員等の福利厚生や健康管理等の事業については、山梨県教育委員会、共済組合、互助団体等が互いに協力、連携しながら、一体となって事業を推進していることから、共済組合、互助団体等の各事業についても、それぞれの主体性を踏まえつつ、この推進計画に位置付けました。

### 第3 推進計画の対象者

山梨県教育委員会事務局、所管機関（県立学校を除く。以下「県教育庁」という。）の職員、県立学校及び市町村立学校の教職員並びにその退職者とします。

### 第4 推進計画の期間

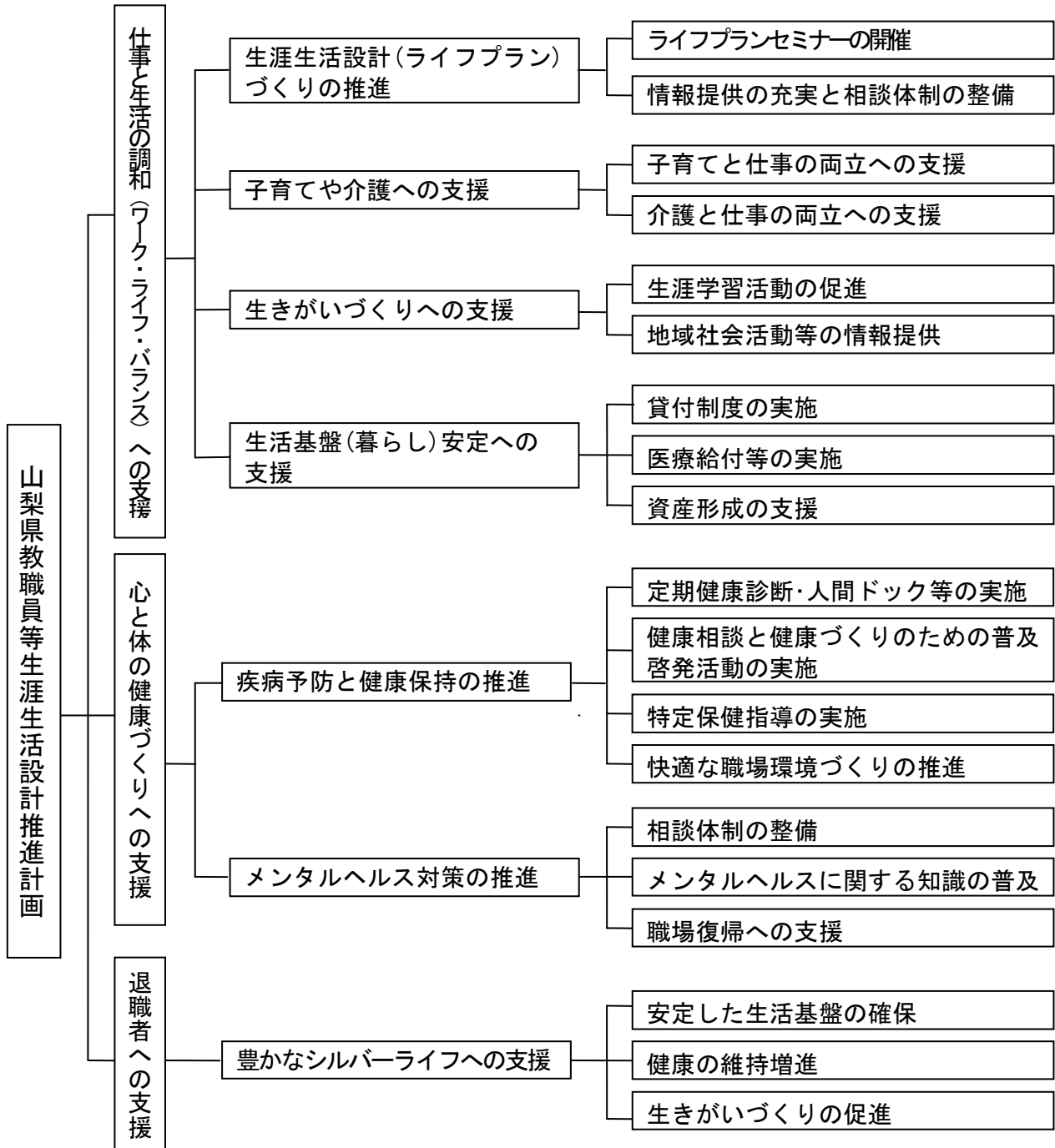
平成25年度からおおむね10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第5 推進計画の推進体制及び進行管理

- (1) この推進計画の実施については、山梨県教育庁、共済組合及び互助団体等の関係者で協議を行います。
- (2) この推進計画の進行管理は、山梨県教育庁福利給与課が行います。

## II 推進計画の実施体系

平成25年度以降の推進計画では、本計画策定の趣旨に基づき、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への支援」、「心と体の健康づくりへの支援」及び「退職者への支援」という3つの支援の柱に体系化し、各施策を推進します。



### Ⅲ 推進計画の内容

#### 第1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援

健康で豊かな生活を送るためには、若い世代から生涯のライフプランを念頭において、やりがいや充実感をもって働きながら、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう、仕事と生活の調和を実現していくことが重要です。このため、自己の興味や関心に応じた能力開発やライフワークの追求などのため活動を支援するとともに、さまざまなライフステージにおいて安定した生活が送れるよう支援します。

#### 【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の姿】

～仕事と生活の調和〔ワーク・ライフ・バランス〕憲章(平成19年12月策定)より抜粋～

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

##### 1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### 2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### 3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 1 生涯生活設計(ライフプラン)づくりの推進

##### (1) ライフプランセミナーの開催

教職員それぞれのライフステージに応じた生涯生活設計づくりを促進するため、ライフプランセミナーを開催することにより、ライフプランへの理解を深めるとともに、ライフプラン作成に必要な情報を提供します。

##### (2) 情報提供の充実と相談体制の整備

ライフプランづくりのために必要な情報を提供するため、退職後の生活に関係する各種制度について情報提供するとともに、各種制度の相談窓口を明確にし、相談体制の整備を図ります。

## 2 子育てや介護等への支援

### (1) 子育てと仕事の両立への支援

教職員が安心して子育てができ、仕事と子育ての両立を図ることができるように、出産・育児中の休暇(休業)制度や共済組合・互助団体からの経済的支援を通じて支援します。また、子育て相談員や子育てサポーター等の設置や子育てハンドブックの周知徹底、子育て支援計画表の作成等を通じて、職場全体で子育て中の教職員を支援します。

### (2) 介護と仕事の両立への支援

仕事と介護の両立を図ることができるように、介護中の休暇(休業)制度や共済組合からの経済的支援を通じて、教職員を支援します。また、介護保険制度の普及や相談窓口等の情報提供を通じて、介護中の教職員を支援します。

## 3 生きがいづくりへの支援

### (1) 生涯学習活動の促進

修学部分休業制度や自己啓発休業制度により、教職員の修学や国際貢献活動への参加を促進します。また、共済組合や互助団体と連携して、教職員のスポーツ・文化活動等への参加を促進します。

### (2) 地域社会活動等の情報提供

教職員が有している知識や経験を活かした社会活動への参加を促進するため、地域社会やボランティア活動に関する情報を提供します。

## 4 生活基盤(暮らし)安定への支援

### (1) 貸付制度の実施

教職員が安定してゆとりある生活を送れるよう、住宅(宅地)の取得、結婚、教育、医療、災害、その他の臨時資金を必要な際の貸付制度を実施します。

### (2) 医療給付等の実施

教職員及びその被扶養者等の傷病、出産、死亡等に際して、費用の一部を負担するとともに、傷病、育児、介護等の休業時に手当金を支給するなどの給付事業を実施します。

### (3) 資産形成の支援

教職員の将来の経済生活の安定と傷病・事故・災害等の危険への対応を図るため、財形貯蓄制度の啓発、各種保険制度に関する情報や資料の提供を行います。

## 第2 心と体の健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で自立した生活を送るためには、日頃から心身の健康保持増進に努める必要があります。このため、教職員への健康づくりの普及啓発を通じて生活習慣等の改善を促進するとともに、職場環境の改善や定期健康診断・人間ドック等を通じて、病気の予防と早期発見・早期治療が図られるよう支援します。また、精神疾患による病気休職者の増加の状況を踏まえ、メンタルヘルス対策の充実を図ります。

## 〔生活習慣病について〕

成人の慢性病はある日突然発症するのではなく、若いころからの食生活や運動、睡眠、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣を長年にわたって不適切に積み重ねた結果、発症することが多く、日本人の3分の2近くが、「がん、心臓病、脳卒中」等の生活習慣病を原因とした病気で亡くなっています。そのうち心臓病と脳卒中は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一步手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

～ メタボリックシンドロームの診断基準：厚生労働省 ～

### 内臓脂肪の蓄積

腹囲（へそ周り） 男性 85cm 以上 女性 90cm 以上

内臓脂肪の蓄積に加えて、次の2つ以上の項目があてはまるとメタボリックシンドロームと診断されます

#### 脂質異常

中性脂肪 150mg/dL 以上  
HDL コレステロール  
40mg/dL 未満  
のいずれかまたは両方

#### 高血圧

最高血圧 130mmHg 以上  
最低血圧 85mmHg 以上  
のいずれかまたは両方

#### 高血糖

空腹時血糖値  
110mg/dL 以上

生活習慣病のことを知り、生活を改善していくことから予防を始めることが大切です。

## 1 疾病予防と健康保持の推進

### (1) 定期健康診断・人間ドック等の実施

自らの健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療ができるよう、定期健康診断や生活習慣病健康診断等を実施するとともに、共済組合と連携して教職員の各種人間ドックの受診を推進します。

また、県費負担教職員については、市町村が実施する定期健康診断等の記録を統一カルテとして管理する健康管理事業を実施するとともに、共済組合と連携して各種人間ドックの受診を推進します。

### (2) 健康相談と健康づくりのための普及啓発活動の実施

定期健康診断等の結果を正しく理解し、教職員が自らの生活習慣の改善を図ることができるよう、職場における健康相談や保健指導を実施します。

また、共済組合や互助団体と連携し、適切な運動や健康管理に関する知識を普及するためのセミナー等の開催や健康に関する電話相談、疾病時のセカンドオピニオン等を実施します。

### (3) 特定保健指導の実施

平成20年4月からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者（共済組合等）に義務付けられています。このため、共済組合を中心に40歳以上の教職員やその被扶養配偶者のうち、

メタボリックシンドロームの危険因子を一定以上持つ人を対象に、特定保健指導を実施するための体制を推進します。

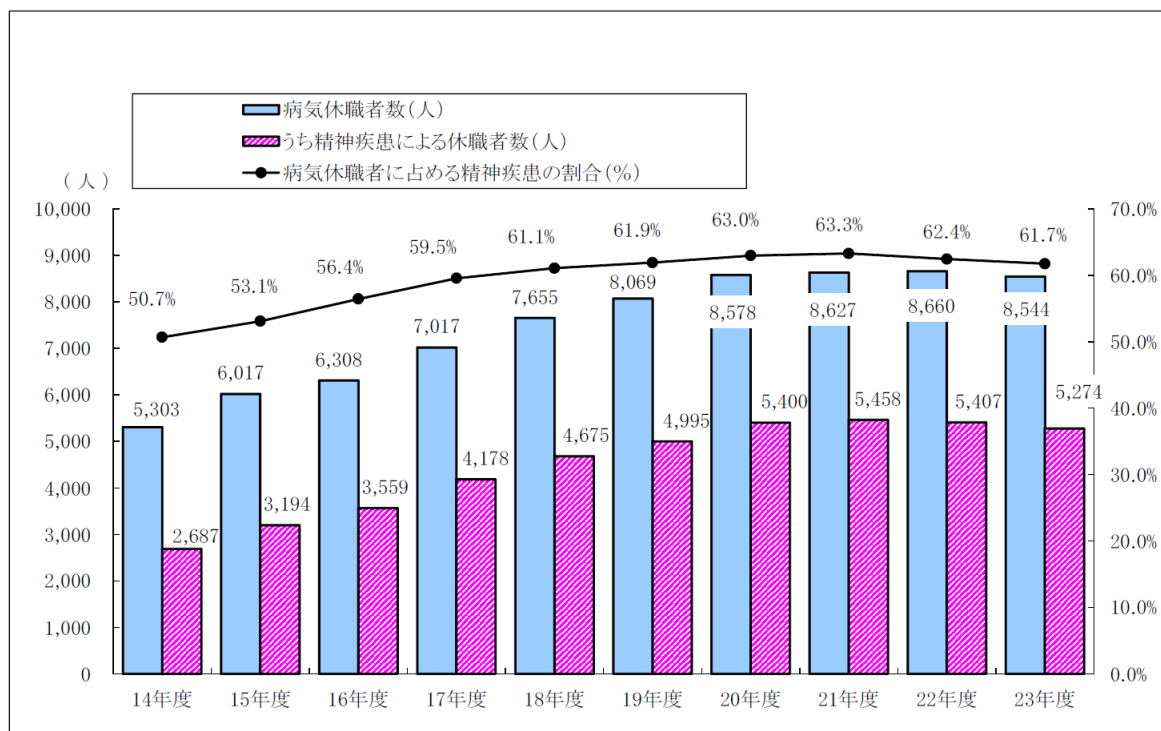
#### (4) 快適な職場環境づくりの推進

学校保健安全法や山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づき、職場における安全衛生条件の改善等を推進します。また、山梨県教委員会が所管する施設での敷地内禁煙等の喫煙対策を推進します。

### 〔教育職員の病気休職者等について〕

平成23年度の全国の公立学校教育職員の分限処分は、全体で8,756人(前年度比143人減)となっています。このうち病気休職処分が8,544人(前年度比116人減)と全体の97.6%を占めています。また、病気休職のうち精神疾患によるものが、5,274人(前年度比133人減)で61.7%を占めています。

病気休職者数の推移（過去10年間）



出典：平成23年度公立学校教職員の人事行政状況調査

## 2 メンタルヘルス対策の推進

### (1) 相談体制の整備

産業医によるメンタルヘルス相談を開催するとともに、共済組合等が実施するさまざまな相談事業について広報するなど、教職員が安心して気軽に相談できる体制づくりを整備します。

### (2) メンタルヘルスに関する知識の普及

職場マネジメントの上から重要な意味を持つ教職員の心の健康づくりを推進するため、管理職を対象としたメンタルヘルス教育を推進します。また、教職員が自



分のストレスを認識し、早めの対策をとれるよう、一般職員を対象とした研修等を開催します。

### (3) 職場復帰への支援

「職場復帰支援実施要綱」及び「職場リハビリテーション実施要領」に基づき、休業中の教職員、主治医、健康管理医、管理職等の意見をもとに、適切な職場復帰の時期等を決定するとともに、職場リハビリテーションや職場復帰後の支援策を通じて、教職員が円滑に復帰できる職場の受入体制を整備します。

## 第3 退職者への支援

平成24年9月7日に閣議決定された高齢社会大綱においては、「人生90年時代」を迎え、高齢者の社会参加が重要な課題になっています。このような超高齢社会の中で、退職者が健康を保持しながら、生きがいや自己実現を図ることができるよう、再任用制度や年金制度に関する情報提供等を行うとともに、長寿社会対策、生涯学習等を担当する各部門と連携して、高齢者の健康や生きがいを支援します。

### 〔高齢社会対策大綱の概要〕

#### 大綱策定の目的

平均寿命の延伸や、戦後生まれの人口規模の大きな世代が65歳となり始めたこと等により、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えていること等を踏まえ、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

#### 「高齢社会対策大綱」の5つのポイント

##### 1 全員参加による社会の構築

- 高齢者が生きがいや自己実現を図ることができるよう、高齢者の「居場所」と「出番」をつくることにより、年齢にかかわらず意欲と能力を最大限発揮し、経済社会の重要な支え手として、働くことや社会参加することができる社会の構築。
- 高齢者のみならず、若年者や女性の能力を積極的に活用するなどにより、全ての世代が積極的に参画する社会の構築。等

##### 2 「人生90年時代」に対応できる社会の構築

- 「人生90年時代」を前提とした高齢期への備えとして、若年期からの健康管理や資産形成のみならず、職業能力の形成や社会参加を行うことを促進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進。
- 非正規雇用の労働者に対しては、雇用の安定や処遇の改善に向けて、社会全体で取り組み、「人生90年時代」に対応できる社会の構築。等

##### 3 世代循環型社会の構築

- 意欲と能力のある高齢者がその知識と経験をいかして、就労や世代間交流等の社会参加を通じて経済社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる社会の構築。
- 良質な住宅ストックの形成や中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進めること等を通じて、資産が次世代へと継承される、世代循環型の社会の構築を推進。等

##### 4 住民により支え合う地域社会の構築

- 「医職住」の近接した集約型のまちづくりとあわせ、高齢者の社会的な孤立を防止するために、地域住民が参加主体となって援護を必要とする方に係る安否確認等を行う地域のコミュニティの構築。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を維持できるようにするとともに、医療や介護サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制の実現を図ることができる、住民による支え合う地域社会の構築。等

## 5 高齢者向け市場の活性化により安心して快適に生活できる社会の構築

- 高齢者が健康で活躍しやすい環境づくりのために、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発を支援することで、高齢者向け市場を活性化。
- 高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与する研究開発等を通じて、高齢者が生活の質を保ち、安心して快適で豊かな暮らしを送ることができる社会の構築。等

### 1 豊かなシルバーライフへの支援

#### (1) 安定した生活基盤の確保

年金支給年齢の引き上げに伴い、再任用制度を充実することにより、退職後の教職員の雇用と年金の接続を図るとともに、退職後の生活を支えるための年金制度に関する情報提供や相談業務を行います。また、退職後の健康保険制度について情報を提供するとともに、共済組合任意継続組合員制度や退職者を対象とした互助団体の退職互助部(会)の活動を通じて、安定した生活基盤の確保に努めます。

#### (2) 健康の維持増進

共済組合任意継続組合員を対象とした特定健康診査・特定保健指導や互助団体の退職互助部における人間ドッグ事業等を通じて、退職者の健康管理を支援します。また、高齢者の健康相談窓口等について必要な情報を提供します。

#### (3) 生きがいをづくりの促進

共済組合友の会や互助団体の退職互助部(会)の活動を通じて退職者の親睦と交流を図るとともに、山梨県生涯学習推進センターやことぶき勸学院における生涯学習活動に関する情報、地域のボランティア活動等の情報を提供し、退職者の生きがいをづくりを支援します。